

地方消費税

■納める人

地方消費税には、国内取引に課される「譲渡割」と、輸入取引に課される「貨物割」があり、納める人は消費税を納める人と同じになっています。

- **譲渡割** 課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れを行った個人事業者及び法人（国内取引）
- **貨物割** 課税貨物を保税地域から引き取る者（輸入取引）
（保税地域とは、輸入手続未了の外国貨物を蔵置し、加工、製造等を行うことができる場所として、財務大臣が指定し又は税関長が許可した場所です。）

■納める額

標準税率（10%）消費税率の 22/78（消費税率に換算すると 2.2% 相当）

軽減税率（8%）消費税率の 22/78（消費税率に換算すると 1.76% 相当）

■申告と納税

- **譲渡割** 消費税の申告と併せて税務署に申告納付することになっています。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
中間申告	直前の課税期間の確定消費税額が 4,800 万円超の場合	前事業年度の税額 $\times \frac{1}{\text{前事業年度の月数}}$	課税期間開始の日以後各月毎に経過した日から 2 か月以内
	直前の課税期間の確定消費税額が 400 万円超 4,800 万円以下の場合	前事業年度の税額 $\times \frac{3}{\text{前事業年度の月数}}$	課税期間開始の日以後 3、6、9 か月を経過した日から 2 か月以内
	直前の課税期間の確定消費税額が 48 万円超 400 万円以下の場合	前事業年度の税額 $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	課税期間開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内
確定申告		消費税額 $\times$ 税率 $-$ 中間納付額	個人：3月31日 法人：課税期間の末日の翌日から 2 か月以内

（注）中間申告は、各中間申告対象期間について、仮決算を行い、計算した税額により中間申告・納付することができます。

- **貨物割** 課税貨物引取時までには税関に申告納付することになっています。

納付された地方消費税については、納付があった月の翌々月末日までに、国から税務署や保税地域の所在する都道府県に払い込まれます。

また、都道府県は徴収取扱費を国に支払います。

■市町への交付

各都道府県に払い込まれた地方消費税は、都道府県ごとの消費に関連する指標に基づいてあん分され、都道府県間で清算されます。

清算後の金額の2分の1相当額は、人口及び従業者数に応じて県内市町に交付されます。

